

令和7年度 匝瑳市放課後児童クラブ運営規程

1. 放課後児童クラブの目的

放課後児童クラブは、保護者が就労などにより昼間家庭にいない児童を対象に、授業の終了した放課後及び長期休業、その他学校休業日、土曜日等において、家庭にかわる適切な遊び及び生活の場を提供し、児童の健全育成を図ることを目的とする事業です。

2. 実施主体主管課 匝瑳市教育委員会 学校教育課 指導班（電話 73-0094）

3. 児童クラブの入所について

(1) 入所資格

市内の小学校へ通学している児童で、次のいずれかに該当する場合

- ①保護者が就労している家庭で、下校しても保護者又は保護者に代わる者がいない児童
- ②保護者等が疾病のため、保護を受けられない児童
- ③その他、匝瑳市教育委員会が必要と認める児童

(2) 入所許可の制限・取り消し

- ①児童に感染性疾患があると疑われるとき
- ②児童が身体虚弱又は精神障害のため保育に耐えられないと認められるとき
- ③児童が上記の入所資格を失ったとき
- ④保護者等が匝瑳市放課後児童クラブ条例及び条例施行規則に違反したとき
- ⑤保護者等が受託料を滞納したとき
- ⑥その他、児童健全育成事業の管理運営上不適当と認められるとき

4. 開設時間

開設日	延長時間(朝)	開設通常時間	延長時間(夕)
平日 学校の授業日		下校時から 午後6時15分まで	午後6時15分から 午後7時15分まで
1日開所 土曜日及び学校の休業日等	午前7時45分から 午前8時15分まで	午前8時15分から 午後6時15分まで	午後6時15分から 午後6時45分まで
土・日・祝祭日の学校行事(運動会、保護者参観日、よかっぺ祭り等)開催日		下校時から 午後6時15分まで	午後6時15分から 午後6時45分まで

※ ただし、土曜日の恒常的な開所は、八日市場児童クラブのみです。

5. 休所日

- (1) 日曜日
- (2) 祝祭日
- (3) 年末年始(1月2日・3日及び12月29日から31日までの日)
- (4) その他災害などによる臨時休所

※ 日・祝祭日であっても学校行事がある場合は開所します。
(詳しくは児童クラブ毎にお知らせします。)

6. 台風等荒天時の児童クラブの対応について

台風等荒天時(暴風・大雨警報がでた場合)の対応については次のとおりです。

(1) 児童クラブ開所時間前の対応について(学校の対応に合わせます。)

①学校が始業時から休校している場合、及び学校が途中で早帰りとなった場合は、児童クラブも休所となります。

※学校が登下校するのが危険と判断しているため、保護者の送迎があっても危険な状態に変わらないので児童の安全を優先します。

②学校へ途中から登校となった場合、児童クラブは通常どおり開所します。

(2) 通常開所(下校して既に児童クラブにいる場合)の対応について

①暴風・大雨警報が発令された時点で休所を検討します。

※休所が決定した場合、保護者に連絡し、台風等の通過時間を避けて早めに迎えに来ていただきます。

(3) 一日指導日(夏休み等、朝から一日開所している場合)の対応について

①朝6時の時点で、暴風・大雨警報が発令されていたら休所を検討します。

②朝6時以降及び開所中に、暴風・大雨警報が発令された時点で休所を検討します。

※台風の進路状況で、暴風・大雨が懸念される場合は、前日に休所を検討します。

※開所中に休所が決定した場合、保護者に連絡し、台風等の通過時間を避けて早めに迎えに来ていただきます。

7. 受託料

1) 料金体系(一人あたり月額)

年間通じて利用する場合	通常保育のみ	通常保育 および延長保育
平日のみ	8月以外:5,000円 8月:10,000円	8月以外:6,000円 8月:11,000円
平日および土曜日	8月以外:7,000円 8月:12,000円	8月以外:8,000円 8月:13,000円

長期休業期間のみ 利用する場合	通常保育のみ	通常保育 および延長保育
平日のみ	8月:10,000円 8月以外:3,000円	8月:11,000円 8月以外:4,000円
平日および土曜日	8月:12,000円 8月以外:3,000円	8月:13,000円 8月以外:4,000円

※ おやつ代は保護者会で別途集金をさせていただきます。

※土・日・祝祭日の学校行事(運動会、保護者参観日、よかつぺ祭り等)による開所は、土曜日であっても、上記の土曜日利用には該当しません。

※注 受託料は月額での請求となります。児童クラブを欠席した場合や月途中に加入、脱退した場合においても日割計算は行いませんので、御理解ください。

2) 請求方法

令和7年度以降は受託料の請求方法が登録制による請求となります。前年度とは請求方法が異なりますのでご注意ください。

登録制においては、利用日数に関わらず、利用登録している月については登録区分に応じた受託料を請求します。以下の場合には各種届出を期日までに提出してください。

(児童クラブを脱退する場合)

児童クラブを利用する必要がなくなった方は、必ず利用を終了する月の月末までに「脱退届」を提出してください。期日までに脱退届の提出がない場合、児童クラブを利用しなくても利用登録している月分の受託料を請求します。(例:8月までは利用し、9月以降利用しない場合→8/31 までに提出)

(児童クラブを休所する場合)

やむを得ない理由等により児童クラブを長期間休む場合は、例外的に休所の取り扱いを認めます。休所に際しては事前に児童クラブに連絡し、必ず「休所届」を提出してください。

原則として休所する月の前月15日までに休所届を提出。

- ① 児童が入院している等のやむを得ない理由で一定期間児童クラブを利用しない場合
- ② (8月に限り、)夏季休業期間のため兄弟等が児童を保育することができる、祖父母の家等で過ごせる等の理由で児童クラブを利用する必要がない場合

※休所届により利用がなかった月は、受託料の負担はありません。ただし、提出期限までに休所届が提出されなかった場合は、利用がなくても当該月分の受託料を請求します。

(利用区分等を変更する場合)

年度途中で利用区分等(延長保育・土曜日利用の有無)を変更する場合は、「利用区分等変更届」を提出してください。原則として変更する月の前月15日までに提出。

8. 受託料の減免

以下の場合には受託料の減免を実施します。減免には申請が必要です。児童クラブ利用開始前に、「減免申請書」に必要書類を添えて学校教育課まで提出してください。減免の要件や必要書類については学校教育課までお問い合わせください。

減免の区分	減免の要件	減免の割合	必要書類(注1)
生活保護法の規定による保護を受けている世帯に属する児童	児童の属する世帯が、利用月の末日において生活保護を受給していること。	全額を免除	生活保護受給証明書
住民税非課税世帯(注2)に属する児童	児童の属する世帯の世帯員全員が、利用月に応じた各年度の住民税が非課税であること。 4月～6月:前年度の課税状況 7月～3月:当該年度の課税状況	半額を減額	世帯全員分の住民税非課税証明書 (4月～6月: 前年度の証明書) (7月～3月: 当該年度の証明書)

(注1) 匝瑳市の公簿等で減免の要件について確認が可能である場合は、必要書類の添付を省略できます。匝瑳市以外の市区町村に要件の確認が必要な場合には、必要書類の添付が必要となります。

(注2) 同一の世帯に属する者(ただし、児童と生計を一にする保護者等が児童と世帯を別にする場合は、当該保護者等も含む。)全員が、地方税法の規定による市町村民税を課税されていない者である世帯

9. 受託料の納入について

受託料は、利用した翌月の月末(※12月は26日)に利用区分に応じた受託料額を口座振替させていただきます。

口座振替ができない場合は、納入通知書により現金納入となります。納入場所は、①市内金融機関 ②市役所会計課 へ納入してください。

※納入できる市内金融機関は、「千葉銀行」、「千葉興業銀行」、「京葉銀行」、「銚子信用金庫」、「ちばみどり農協」、「銚子商工信用組合」です。

※引落日に口座残高が不足することがないように必ず確認をお願いします。放課後児童クラブの運営は、保護者の皆様からの受託料で賄われています。保護者の皆様には、受託料の重要性を御理解いただき、必ず受託料を納めてくださるようお願いいたします。

※入所許可の制限・取り消しの「保護者等が受託料を滞納したとき」とは、受託料を納付期限の日から2月滞納したときとしますのでご注意ください。2月滞納した場合は、放課後児童健全育成事業加入取消通知書により退所させていただきます。

10. 児童クラブ一覧

名称	設置場所	電話	定員
八日市場児童クラブ	匝瑳市八日市場イ2311 (八日市場小敷地内)	79-0181	50人
豊栄第一児童クラブ	匝瑳市飯倉 1847 (豊栄小学校内)	73-6155	40人
豊栄第二児童クラブ	匝瑳市飯倉 1847 (豊栄小学校内)	73-6155	40人
須賀児童クラブ	匝瑳市高 1956 (須賀小学校敷地内)	79-0543	40人
共興児童クラブ	匝瑳市東小笹 1179-2 (共興コミセン内)	72-5021	40人
平和児童クラブ	匝瑳市平木 1819 (平和小学校内)	79-0557	40人
椿海第一児童クラブ	匝瑳市椿 969-1 (椿海コミセン内)	73-5941	35人
椿海第二児童クラブ	匝瑳市椿 973 (椿海小学校内)	73-6727	35人
野田児童クラブ	匝瑳市野手 13034 (野田小学校内)	67-5654	40人
栄第一児童クラブ	匝瑳市栢田 823 (栄小学校敷地内)	67-1021	40人
栄第二児童クラブ	匝瑳市栢田 823 (栄小学校敷地内)	67-1021	45人

11. 職員の職種、員数及び職務の内容

- (1) 職種 放課後児童支援員及び補助員
- (2) 員数 各クラブの在籍児童に応じて2名以上配置
- (3) 職務の内容 児童の安全確保及び保護育成

12. 一日の過ごし方について

児童クラブの一日は、児童支援員が、子どもたちが学校から児童クラブへ帰ってくるまで、その日の過ごし方のための準備をしながら待つことから始まります。

子どもたちの元気な「ただいま！」の声、そして優しい「おかえり！」の声。

児童クラブはこうして子どもたちの声でにぎやかになっていきます。

児童支援員の献身的で熱心な指導で、子どもたちはその日その日違った児童クラブを体験して成長していきます。

一日の流れ(例) ※児童クラブにより内容は多少異なります。

① 平日指導	② 1日指導(土曜日、夏休み等)
13:30 開所	8:15 開所
～ 児童随時受け入れ	～ 児童随時受け入れ
～ 宿題、自主学習	9:00 宿題、自主学習
～ 自由あそび	10:00 自由あそび
16:00 おやつ・掃除	12:00 昼食・休憩
16:40 自由あそび	13:30 自由あそび
18:15 閉所	16:00 おやつ・掃除
	16:30 自由あそび
	18:15 閉所

○学習時間について

児童クラブでは、宿題をする学習時間をもうけていますが、必ず自宅で確認してください。

13. 児童クラブに持ってくるもの

(1) 置いておくもの

- ①着替え(上着・ズボン・スカート・下着)
- ②汚れ物を入れるビニール袋
- ③防災ずきん
- ④上履き
- ⑤ボックスティッシュ1箱
- ⑥ぞうきん2枚
- ⑦コップ

※児童クラブにより異なりますので入所時に確認してください。

(2) 毎日持ってくるもの

- ①連絡帳(※児童クラブで配付します。)
- ②ハンカチ、ティッシュ、マスク

(3) 1日指導のとき持ってくるもの

- ①勉強道具
- ②弁当、水筒
- ③歯みがきセット

* 持ち物には全て名前を記入してください。

* 名札をつけてください。(学校でつけているもので結構です。)

* 携帯ゲーム機等は持ち込み禁止です。

14. 事故(緊急時)等の対応

児童の安全と健康管理には、細心の注意を払い保育を行います。万一クラブの運営時間内に怪我・急病等の緊急事態が生じた場合には、児童支援員が対応するとともに、保護者の皆様に連絡し、お迎えをお願いする場合があります。その場合、申請時に記入していただいた緊急連絡先へ連絡させていただきます。

15. その他、留意事項

- (1) 児童クラブ終了時に必ず保護者の方の迎えをお願いします。
また土曜日、夏休み等1日指導日は必ず送迎をお願いします。
※夏休み期間等、朝から児童クラブを利用する場合は、開所前に児童だけで待つことは大変危険ですので開所時刻以降に登所してください。
※開所時刻前の事故等には、児童支援員が対応できません。
- (2) 都合により保護者以外の方がお迎えに来る場合は、事前に必ず児童支援員に御連絡ください。その場合、保護者と確認がとれない限り、児童の安全確保のためお引き渡しは行いませんので御了解ください。
- (3) 学校給食のない日には、必ず昼食と水筒を持たせて下さい。
- (4) 児童クラブを休む場合には、必ず児童支援員に連絡して下さい。
- (5) 原則として、児童クラブで支援員等が児童へ薬の使用の介助を行うことはできません。できる限り児童クラブで投薬しなくてよい処方について主治医とご相談ください。やむを得ず、児童クラブ利用中に薬の使用が必要な場合は、児童クラブの支援員等にご相談ください。
- (6) 新型コロナウイルスやインフルエンザ等の感染症の流行に伴い、感染した児童はもちろん、学校が途中で早帰りになった場合や、学級・学年閉鎖になった場合、感染症の拡大を防ぐため、学級・学年閉鎖のクラスの児童は児童クラブの利用ができませんので御理解ください。
なお、翌日から学級(学年)閉鎖や臨時休業になった場合は、通常課程終了後に下校する場合であっても、感染症拡大防止のため児童クラブの利用はできません。
また、夏休み等の長期休業中も、感染症にかかったときは児童クラブの利用は控えてください。特に長期休業中については、症状が回復し登所を再開する際に、「登所許可書」の提出を求める場合があります。児童クラブの登所許可については、学校の登校許可の取り扱いに準じます。※「登所許可書」は各児童クラブで受け取ってください。
- (7) 入所申込書記載事項(住所・保護者勤務先等)に変更があった場合は、児童支援員に伝え、「放課後児童健全育成事業児童異動届」を提出してください。勤務先変更の場合は就労証明書を添付してください。
- (8) 児童クラブを引き続き2月以上利用実績がないときは、保護者に確認のうえ、退所していただくこともありますのでご了解ください。
- (9) 児童の安全確保のため、次のことに留意しています。
児童クラブに関わる職員は、利用児童に対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。(虐待等の禁止)
また、虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを児童相談所若しくは市福祉事務所等に通告しなければならない。(児童福祉法第33条の12)
※虐待を受けたと思われる児童を確認した場合は、状況を確認するため、児童の写真を撮ることもあります。